

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月5日
(本来平成25年2月1日に提出を要するもの)

【会社名】 株式会社大和証券グループ本社

【英訳名】 Daiwa Securities Group Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 日比野 隆司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03(5555)1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 太田 一成

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03(5555)1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 太田 一成

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0円
その他の者に対する割当
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額 831,000円
(注) 1. 本募集は、平成24年6月27日開催の当社第75回定時株主
総会の特別決議及び平成25年2月1日開催の当社執行役
会決議に基づき、ストック・オプションを目的として新
株予約権を発行するものであります。
2. 募集金額は、ストック・オプションとしての目的で発行
することから無償で発行するものといたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(2013年2月発行新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	831個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年2月11日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 株式会社大和証券グループ本社 人事部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成25年2月12日
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1. 本新株予約権証券は、平成24年6月27日開催の当社第75回定時株主総会及び平成25年2月1日開催の当社執行役会の決議に基づき発行されるものであります。
2. 申込みの方法は、平成25年2月11日に「新株予約権申込証」を提出して、当社との間で「新株予約権割当契約書」を締結するものであります。
3. 本新株予約権の募集は、ストック・オプションの目的をもって行うものであり、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び執行役員に対して新株予約権を割り当てるものであります。
4. 本募集の対象となる者の人数及び発行数は以下のとおりであります。

割当対象者	人数	新株予約権の発行数
当社取締役	7名	115個
当社執行役(取締役兼務を除く)	6名	66個
当社使用人(執行役員)	5名	43個
完全子会社取締役	27名	208個
完全子会社使用人(執行役員)	20名	104個
子会社取締役	16名	131個
子会社使用人(執行役員)	22名	164個
合計	103名	831個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。また、単元株式数は1,000株です。
新株予約権の目的となる株式の数	1 831,000株 2 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とします。 ただし、欄外(注)1の定めにより株式数の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たりの行使時の払込金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たり1円(以下「行使価額」という。)とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	831,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は、行使価額とします。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成25年2月12日から平成44年6月30日までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 株式会社大和証券グループ本社 人事部 2 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行 東京営業部
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。 2 新株予約権の権利者が、当社及び当社関係会社のうち、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する会社の取締役、執行役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から、新株予約権を行使できるものとします。 3 上記2にかかわらず、平成44年5月31日より、他の行使の条件に従い、新株予約権を行使できるものとします。 4 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の権利者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによるものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	新株予約権の権利者が新株予約権を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権の権利者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得するものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 株主総会における決議の日(以下「決議日」という。)後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 新株予約権の効力発生時期

新株予約権行使の効力は、新株予約権行使請求書及び添付書類が行使請求の受付場所に提出され、かつ、払込金が払込取扱場所の指定口座に払い込まれた時に生ずるものとします。

3. 株式の交付方法

当社は新株予約権の行使の効力発生後速やかに、当該新株予約権を行使した者の本人名義の振替口座簿への記載もしくは記録により、当該新株予約権の目的である株式を発行又は移転するものとします。

- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

- (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
831,000	0	831,000

(注) 1. 「発行諸費用の概算額」には、消費税等は含まれておりません。

- (2) 【手取金の使途】

今回の募集は、新株予約権の割当の対象者の連結業績向上へのインセンティブを高めるため、ストック・オプションの目的で新株予約権を発行するものであり、資金調達を主たる目的としておりません。

また、資金の払込みは、新株予約権を付与された者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

従って、手取金は、設備資金あるいは運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、払込みのなされた時点の資金繰り状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

EDINET上の参照書類リンクに掲載の各参照書類は、下記の各参照書類とは異なります。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第75期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

平成24年6月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第76期第1四半期(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

平成24年8月13日関東財務局長に提出

事業年度 第76期第2四半期(自平成24年7月1日 至平成24年9月30日)

平成24年11月13日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年2月1日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第75期事業年度)又は四半期報告書(第76期第1四半期及び第76期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」という)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において生じた変更は次のとおりであります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の記載に含まれる事項を除き、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

(1) 世界の景気、経済情勢、金融市場の変動に関するリスク

世界経済は、欧州債務危機問題に対するECBによる支援策等により一時の危機的状況は脱したとみられるものの、その先行きは依然として不透明な状況です。再び、信用不安や財政問題が発生した場合には、世界的な金融危機や経済危機に発展する可能性も否定できません。

また、米国において、減税の期限切れと政府支出の削減がほぼ同時に訪れる、いわゆる「財政の崖」への懸念に対して不透明感が十分に払拭されておらず、さらに中国においても、外需の低迷や不動産バブル抑制策等により、経済成長の鈍化が長引く恐れがあります。これらの要因等による景気減速の懸念が払拭されていないため、引き続き世界的な景気の下振れリスクが存在しています。

このような状況の下、世界の景気や経済情勢が停滞若しくは悪化した場合、又は日本を取り巻く経済環境に悪影響を及ぼす事象が発生した場合には、日本においても、企業業績の悪化、株価の下落、為替・金利の変動等により様々なリスクが顕在化することが想定されます。

このような事態は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 外的要因によるリスク

当社グループのコア事業である有価証券関連業務は、マーケットに急激な変動を生じさせる予測不可能な出来事の発生により大きな影響を受ける傾向があります。例えば、平成13年9月に発生した米国同時多発テロや、平成23年3月に発生した東日本大震災がもたらした社会・経済・金融等の混乱・危機的状況は、いずれも当社グループの業績に重大な影響を及ぼしました。

このように、戦争・テロ行為、地震・津波・洪水等の自然災害、新型インフルエンザの大流行や情報・通信システム・電力供給といったインフラストラクチャーの障害等の外的要因は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争状況に伴うリスク

株式の売買委託手数料率の自由化をはじめ、ファイアーウォール規制の見直し等、一連の大幅な規制緩和を契機として、当社グループのコア事業である有価証券関連業務における競争は、厳しいものとなっています。参入規制がほぼ撤廃されて、銀行その他の証券会社以外の国内外の金融グループは、幅広い金融商品・サービスの提供を行うことにより、顧客基盤及び店舗ネットワークを構築・強化しております。

当社グループは、これら国内外の金融グループに対して、競合する事業における価格やサービス面等の点で十分な競争力を発揮できるという保証はなく、これが発揮できない場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社大和証券グループ本社 本店
(東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。